

- 新年ごあいさつ
- ニッポン全国物産展／県予算要望提出
- ものづくり大賞NAGANO／
福祉共済推進事例研究会に参加して
- あづみの池田ゲストハウス
中小企業の新たな事業活動
- 村章を模したイメージキャラクターが
観光振興に大活躍！
平谷村商工会 商工会はいま－Vol.109
- “日本の製造業に綻び”は無い
経営ワンポイントアドバイス
- 預金の遺産分割
法律ワンポイントアドバイス
- 関英ドライブイン
山ノ内町商工会 この人に注目－Vol.113
- 日本の原風景「おやきの里」
小川村商工会 ふるさと紹介－Vol.23
- トータル「がん」補償／「セルフメディケーション税制」のお知らせ

長野県商工会連合会のホームページ・E-mail アドレス
<http://www.nagano-sci.or.jp/>
shokoren@nagano-sci.or.jp

県無形民俗文化財 寒の水

「寒の水」は、毎年1月20日午前6時頃から1年で最も寒い、身も凍える大寒に草越地区で行われます。

兔巾とぎんといわれるわで作った冠をかぶり、ふんどしひとつの裸になった行者が冷水を浴び、集落内を駆け巡りながら熊野神社へと兔巾を奉納します。五穀豊穡、無病息災、年番宿（毎年、順に新築した家が申し込んで当番となる）の繁栄を祈願する寒行の一種。

大山講の名残といわれる男祭りです。

寒の水は、昭和53年6月1日に町無形民俗文化財に、平成元年8月25日には県無形民俗文化財の指定を受けました。

この貴重な文化遺産をいつまでも伝えていきたいものです。

御代田町商工会



新年ごあいさつ



企業の経営支援と 地域振興の旗振り役として

長野県商工会連合会 会長 柏木 昭憲

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年中は、県下商工会及び商工会連合会の事業推進につきまして温かいご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在のわが国経済は、大胆な金融政策と新興国経済の景気減速不安の減少等により緩やかな景気の回復基調が続いており、株高や為替相場の安定、輸出増により企業収益が改善し、設備投資の持ち直しが見られます。一方で賃金回復が緩慢で、個人消費回復のペースは緩やかにとどまる見込みであり、先行き不透明な部分もあります。

現在の商工会を取り巻く状況は、会員の減少、後継者不足など非常に厳しい状況にあり、創業塾などの創業者支援事業、及び後継者対策支援事業の重要性を感じております。

そのような中、今年度商工会連合会においては、引き続き「商工会中期マスタープラン」の推進を掲げて事業に取り組んでおります。今年度は十年計画の中間の五年目であり、後半の取り組みに向けて、商工会員の増強と組織力向上及び経営支援人材の育成を重点項目として、見直し作業を行っているところであります。

また、商工会が取り組んでいる「経営発達支援計画」についても、県下全商工会が認定されるよう、計画申請前の相談支援に加えて、認定後に活用する伴走型補助金の申請支援も行っています。

小規模事業者持続化補助金についても、昨年度に引き続き商工会の取組みの成果として、多くの方々にお申込みいただき、採択されております。

小規模事業者の皆様には、国の事業費補助金を有効活用していただき、販路拡大など事業の発展につなげていく企業が増えることを願っております。

さて、県下商工会の多くは観光地を抱え、昨今急速に増加した外国人旅行者への対応策を推進しています。また、新たな観光関連組織であるDMOとの連携も商工会地域における課題となっております。商工会連合会はこうした観光産業の変化への対応として、今年も観光事業に焦点を当てて事業化して参りたいと考えております。

商工会及び商工会連合会は、企業の経営支援と地域振興の旗振り役として機能を十分果たし、地域にとつてはなくてはならない組織として、本年も活動してまいります。

最後に、今年も関係各位のより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。本年が皆様にとって明るく希望に満ちた一年となりますよう衷心よりご祈念申し上げます。新年のあいさつとさせていただきます。



関東ブロック商工会青年部連絡協議会 後期大会（長野大会）開催へ向けて

県青連会長 土屋 勇磨

新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

今年度より長野県商工会青年部連合会長の職をお預かりしました土屋勇磨と申します。軽井沢町商工会青年部に所属しております。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

さて、2018年は長野県青連として大きな事業である「関東ブロック商工会青年部連絡協議会 後期大会（長野大会）」を2月21日22日にここ長野の地で開催します。「Vanguard（未来への躍動）」というテーマのもと、関東ブロック1都10県からおよそ

400名を超える同志が長野に集い、各種セミナーを通じて地域を先駆ける人材となる事を目指して大会を盛り上げてまいります。また、交流会においては長野県ならではのおもてなしで、長野県の魅力を最大限にアピールします。

それでは今年も県青連事業への御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、皆様の益々の御健康と御多幸を御祈念申し上げます。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



商工会女性部の更なる飛躍を

県女性連会長 佐々木悦子

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、良いお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中は、県女性連の事業推進に県下女性部の皆様に御理解御協力を賜り、充実した活動を行うことができ、より御礼申し上げます。

昨年は、信州デスティネーションキャンペーンの開催にあわせて「信州DCおもてなし隊」への登録や、地域のあまり知られていない観光資源の発掘による観光振興事業にも女性部として積極的に取り組みをいただき感謝申し上げます。また、次世代起業家育成塾「未来の経営者

を育てる事業」は県下8か所で開催され、地域の小中学生に地元商工業と商工会女性部活動への理解と関心を深めていただきました。

現在、女性部おもてなし交流事業には本県から7商工会女性部が「おもてなしプラン」を提案しており、今後、この事業を通じて県や地域を超えた女性部間同士の交流による女性部事業のより一層の活性化が図られることが期待されます。

今年も、県女性連事業への御理解御協力をお願いいたしますとともに、皆様の御健康と御多幸を御祈念申し上げます。新年の挨拶といたします。

新春を迎えて

長野県知事 阿部 守一



明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。また、日頃から県政にお寄せいただいております御支援、御協力に対し、心より感謝申し上げます。

今年、信州にとって新たな時代に向けた節目の年となります。

2月には長野冬・季オリンピック・パリンピックから20周年を迎えることから、世界中に感動をもたらしたレガシーを継承するべく、開催市町村とともにさまざまな記念事業を実施します。

さらに、今冬の平昌を皮切りに東京（2020年）、北京（2022年）と続くオリンピック・ムーブメントを東アジアから発信し、スポーツ交流やインバウンドの促進などを通じて本県の発展へとつなげてまいります。

4月からは、次期総合5か年計画がスタートします。急激な人口減少、第4次産業革命とも呼ばれる技術革新、人生100年時代の到来など私たちが取り巻く環境は加速度的に変化しています。こうした潮流を捉えつつ、多く

の県民の皆様を結集した計画とするために、幅広い県民の皆様との対話を重ねてきました。

基本目標は、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」学びと自治の力で拓く新時代」とし、「学びの県づくり」、「産業の生産性が高い県づくり」、「人をひきつける快適な県づくり」、「いのちを守り育む県づくり」、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」、「自治の力みなぎる県づくり」の6つの政策推進の基本方針のもとに施策を展開していきたいと考えています。

また、昨年4月に県内10広域に設置した地域振興局ごとに目指す姿や重点的に取り組む政策を「地域計画」として策定し、諏訪湖創生ビジョンの推進、リニア新時代を見据えた地域づくりな

ど、これまで以上に各地域の特色を活かした施策に取り組んでまいります。

平成26年9月に県民の負託を受けて2期目の県政に取り組み始めてから4年目の新年を迎えることとなりました。長野県知事として、2007万県民の皆様と手を携え、人生100年時代における未来に向けた県づくりに挑戦できることに、大きな喜びと誇りを感じております。本年も「共感と対話」の県政を基本に据え、「しあわせ信州」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

結びに、今年一年の長野県商工会連合会及び県内商工会の皆様のご健康と御多幸を心よりお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。



年頭にあたって

全国商工会連合会会長 石澤 義文

新年明けましておめでとうございます。平成三十年の新春を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の我が国経済は、緩やかな回復基調が続く、企業収益も堅調に改善いたしました。しかし、戦後二番目の長さを記録したこの景気回復の波も、その恩恵は大企業や都市部の中堅・中小企業にとどまり、地方の中小企業・小規模事業者は、過疎化や人口減少によ

る地域内の消費の縮小、働き手や後継者の不足など、引き続き厳しい経営環境におかれております。

こうしたことから、昨年十一月に開催した第五十七回商工会全国大会では、全国各地から三、〇〇〇名の商工会関係の皆様にご参集いただき、地方の中小企業・小規模事業者の持続的な成長・発展、さらには、生産性向上による働き方改革の実現等を目指し、従前の規

模に捉われない中小企業対策費の大幅な拡充や、事業承継施策の抜本的強化など、五項目について満場一致で決意いただきました。

今年、決議項目の実現はもとより、昨年度に引き続き、全会員事業者に対する「経営計画の策定・実行支援」を最重要の組織目標として掲げ、一人でも多くの会員事業者が自社の経営計画を策定し、持続的な経営が行えるよう、組織一丸となって支援事業に取り組んでまいります。

加えて、今年、事業承継支援にも積極的かつ果敢に関与していくことが商工会に求められており、そのため、商工会は自らの経営発達支援計画を着

実に実行するとともに、スーパーバイザー制度の活用や高度な資格取得の推進により、不断に支援能力を高めてまいります。

こうした活動を通じて、地方の中小企業・小規模事業者の持続的な成長を促し、もって、地方経済の振興と地方の創生を実現することを目指し、役員ともども心一つにして邁進する所存であります。

終わりに、全国の商工会員の皆様並びに関係各位にとりまして、本年が大きく飛躍する年となり、明るい一年となりますよう心よりご祈念申し上げます。

県内特産品の出展ブース賑わう

ニッポン全国物産展2017

平成29年11月17日（金）から19日（日）までの3日間、東京・池袋サンシャインシティにおいて全国商工会連合会の主催による「ニッポン全国物産展2017」が開催されました。

この全国物産展は、地域資源や伝統技術を活かした新しい商品開発等、各地域の特色を持った魅力ある産品を全国から集め、消費者や関係業者などに対して幅広く紹介することにより、新たなビジネス

チャンスのお場を提供し、市場開拓などを支援するとともに中小・小規模事業者の商品展開力・販売向上を図り、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

今年度も全国各地



来場者で賑わう長野県ブース

地から361事業者が参加し賑わいを見せ、前日16日の商工会全国大会の開催効果等もあり、来場者数は3日間で約16万2千人で過去最高を記録しました。本県から、県連枠として(株)大桂商店(上田市) 信州味噌・おやき、(株)竹内農産(長和町) 野沢菜漬各種、(株)マル井(安曇野市) わさび各種、(株)前澤産業(大鹿村) 市田柿・白菜漬物各種、(株)てる坊市場(池田町) 桑茶・ハーブティー、(有)信濃町ふるさと振興公社(信濃町) ぼたごししょうの出展がありました。おやつランキング枠として、ほおずきファーム白馬(白馬村) ほおずきクリームチーズ。フードコート枠として(有)高原



フードコートコーナー



おやつランキングコーナー

牧場(長和町) ソフトクリームの出展がありました。事業者の皆様参加を賜り、それぞれ自慢の商品を販売およびPRをしていただきました。尚、今年度はおやつ殿堂コーナーが設けられ、昨年おやつランキング1位のあづみ野菓子工房彩香(安曇野市)にもご参加をいただきました。

長野県関係ブースはどれも人気が高く、販売のみならず今後の商品開発や商品の全国展開等の絶好の機会となりました。

連合会としても、連合会が作成した「信州お出かけ泊り食ペルー」を活用した、長野県の観光PRを実施しました。

地域産業活性化、観光産業支援の強化に向けて

—平成30年度県予算要望提出—

11月27日長野県庁で商工会議員懇談会所属議員から申入書を、また本会正副会長から、平成30年度要望書を阿部知事へ提出しました。

商工会議員懇談会(服部宏昭会長代行)からは「小規模事業支援体制の強化について」の申入れがされました。商工連からは「商工会中期マスタープランの推進支援」「地域産業の活性化に向けた取り組み強化と商工業者の経営力強化支援」「シニア専門指導員の継続支援」「商工会及び商工連の小規模事業経営支事業費補助金の継続支援」の4項目について要望をしました。

阿部知事からは「産業政策を進めていく上で情報提供、意見交換をし、力添えいただきたい。今回の要望についてしっかり受け止め具体的に検討していきたい」と言葉がありました。



長野県に根差した企業活動を表彰 ものづくり大賞NAGANO 特別賞

ものづくり大賞NAGANOは長野県に根差した企業活動を表彰することで、情報発信を通して地元の技術振興をはかり、幅広く産業を育成、地域のさらなる発展を



志水弘樹社長（中央）

応援するものです。

南木曾町の志水木材産業株式会社は、長き

にわたり培った職人技で、耐久性と上質感を併せ持つ桶などの木製品を製造しています。檜の浴槽は、一般家庭や、全国の旅館で使われており、JR東日本の豪華寝台列車「トランススイート四季島」にも採用されています。

このような取組みにより、ものづくり大賞NAGANO「特別賞」を受賞されました。

おめでとうございます。



福祉共済推進事例研究会に参加して

大桑村商工会 経営支援員 名小路 あや子

平成28年度の全国会員福祉共済生命保障部門の部において、大桑村商工会では、51口（保障金額1口500万）の加入があり、全国11位の成績を残す事が出来ました。

櫻井会長はじめ、会員の皆様から、日頃より商工会の活動に多大なるご理解ご協力を頂いている結果がこの成績に繋がったものと感じております。会員の皆様には大変感謝しております。

9月14日東京都にて行われた事例研究会に加藤主任経営支援員と共に出席させて頂きました。パネラーという大役を仰せつかり大変緊張しましたが、会員数の少ない大桑村商工会での共済事業の取り組み方について発表させて頂きました。

また、その後行われた全国の商工会職員とのグループワークでは、互いに活発な意見交換を行い、共済についての知識を深め、他県の商工会の好事例を多く学ぶことが出来ました。

この研究会に参加した皆さんは共済事業を経営改善普及事業と位置付けていて大変前向きで、また、職種に関係なく商工会を挙げてチームで推進に取り組んでいると感じました。それが会員事業所の発展や、会員さんへの伴走型支援に繋がるという事を再認識致しました。

ある方からこんな言葉を頂きました。共済事業を行う上で大切なのは、「3つのワーク。フットワーク、ネットワーク、チームワークである。もっと大事なものは、職員が会員さんに寄り添うこと。」商工会職員にとっては共済事業だけではなく、

日々の業務においても必要な心がけて、私は大変励まされました。普段から大切にしたい言葉です。本年度の長野県連の共済担当者会議で、出席者からは共済事業を担当者だけでなく、職員全体で職員と会員さんが一体となって全員で取り組む仕組みに行きたいという意見を多くの方から聞かれました。

共済事業を商工会の共通取り組み事項と意識付けて、全県を挙げて取り組んで行きましょう。



パネルディスカッションの様子



ゲストハウス付近 5月の風景

北アルプスの景観抜群 観光にも登山にも便利な自由に過ごせる宿

あづみの池田ゲストハウス オーナー 西田 隆裕さん 池田町商工会

住所：北安曇郡池田町中鷄782-8 TEL：0261-85-0221



西田隆裕さん

北アルプスの山並みを大きく一望できる池田町。その一角で中古住宅を改装し、2年前の夏に、あづみの池田ゲストハウスをオープンさせました。

昔から山や自然、そして旅が好きで約15年前に長野県に移住。温泉宿のフロント係などをして暮らしつつ、将来は宿を自営しようという夢を持っていました。実現にはハードルが高とも感じていました。しかし近年、中古物件を改装するなどして造られた、素泊まり専用の簡易な宿泊施設「ゲストハウス」がブームになっているという話題に触れ、「これだ！」と感じ一念発起。知り合いの不動産屋に相談し、「じゃあとりあえず」とさっそく紹介されたなかの1件は建物の状態や立地もよ



リラックスできる空間作りを心がけています



シンプルながら清潔で快適な客室を保っています

かったのですが、何よりスケールの大きな山並みの景色に一目でほれ込み、最初の相談から早や3か月後には土地・家を購入。しかし、宿泊施設への改装の資金がわずかになり困っていたところ、町内の自営業の方から創業補助金のことを聞き、商工会の方の助言、お力添えもいただいて申請が認められました。

おかげで納得いくまで改装ができたこともあり、安曇野観光や北アルプス登山に便利な宿として開業以来順調に運営しています。旅のプランに合わせ自由でリラックスして過ごせる宿として、旅館や山小屋のフロント係の経験もまた海外バックパッカー旅行の経験も活かしながら、今後もゲストさんに喜ばれる運営を続けてまいります。

村章を模した

イメージキャラクターが

観光振興に大活躍！

平谷村商工会では2009年度に村内温泉施設の休業による観光客の減少対策の一つとして、イメージキャラクターの開発に取り組みました。

平谷村の村章が「人の笑い顔」にも見えることから、それをモチーフに元気いっぱいの弾けるような笑顔と、

通年で開催してい

る地域イベント

「珍珍幕府」を象

徴する侍の姿に、

村のシンボルであ

る「ひまわり」を

髻にあしらひ、「村

の明るいイメージ

」を具現化した

キャラクター「ち

んえもんくん」が

完成しました。

また、翌年度に

は村の公式マス

コットキャラクター

ターの認定を受け

更に、このような

地域振興事業に多

くの商工会が活用

「珍珍幕府・冬の陣」開幕



平谷村村章とイメージキャラクターちんえもんくん

している「元気づくり支援金」を当会も活用し、着ぐるみを製作し、オリジナル関連グッズの製作や、各種パンフレットへの掲載など、ご当地キャラクターとしての知名度アップを図ってきました。

平谷村の人口は435人（2017年10月1日現在）と県では一番人口が少ない地域ですが、夏は村の中心部でも標高920mあり、高原ならではの涼しさ

寒暖差のある気候が育てた高原野菜が人気で、秋は山々が色鮮やかに染まり紅葉狩りで賑わい、冬には温泉や県最南端のスキー場に訪れる人も多く、年間通して楽しめる場所です。

このように、観光を主体としている平谷村の主要イベント「珍珍幕府」では「春の陣」から「冬の陣」まで、四季折々の季節を活かした行事を行っており、「ちんえもんくん」も出演してイベントを盛り上げています。

また、村外からの出演要請もあり、様々なイベントに参加する中で、他地域のゆるキャラとの交流を通して平谷村のイメージアップに貢献しています。



アルクマとツーショット



5Sアジア事務局代表
中小企業診断士
棚田 譲二 氏

“日本の製造業に綻び”は無い

■製造現場で今何が起きているのか

昨年10月、日経新聞の一面に「日本の製造業に綻び」の文字が躍りました。大手自動車メーカーが資格を持たない従業員に完成車検査（メーカーが国に代わって完成車の安全性を最終確認する工程）をさせ続けていた不祥事が判明し大規模リコールになるとの報道がありました。更にこの報道の衝撃が冷めないうちに、今度は大手鉄鋼メーカーの素材品質データ改ざん問題が報道されました。このデータ改ざんの実態は、受入検査工程で顧客の了解を得ることなく工場の独断でトクサイ（特別採用）と呼ばれる不正な製品を出荷する不祥事行為が常態化していたことでした。

■疲弊する製造現場

新聞の論調によれば、グローバル競争が激化する中で、経営陣は現場の負担を軽減する生産システムの導入をほとんどすることなく現場のガンバリに期待してきた結果、経営陣からの要求と顧客からの納期厳守・コスト削減の要求との板挟み状態の中で現場の判断での不祥事がしだいに常態化していった姿を報じています。

最初は社内規定どおりの設計、運用をしてきた現場が逸脱状態に陥る経緯を想像し、その流れを図1に示し、経営陣と顧客の要求の板挟みにあった現場担当者の心理メカニズムを図2に示しました。

そもその原因は経営陣がIoTやIAなど時代にあったシステムの導入活用によりビジネスモデルを抜本的に革新する経営努力を怠り、現場に負担を強いてきた結果であるとされています。

■製造業を取り巻く環境変化

「品質」を管理する考え方は1950年に初めて日本に導入されました。以来68年を経て、日本独特の「方針管理」や現場作業者による「小集団活動（QCサークル活動）」に支えられ「品質の国・技術の国」の名を世界に浸透させることに成功してきました。そんな中で「日本の製造業に綻び」の記事は本当に残念です。一方で、これまでのやり方に制度疲労が現れているに気づかなければなりません。

品質管理の導入初期から一貫して現場を支え続け、小集団活動や5S活動等を通じて現

場管理を学習した団塊の世代約一千万人が退職で職場を去ってから数年が経過しました。更に、急激な情報技術やインターネットの普及によって経営環境はさま変わりしてしまい、現場のヒトに頼るだけの経営では克服しにくい時代になりました。

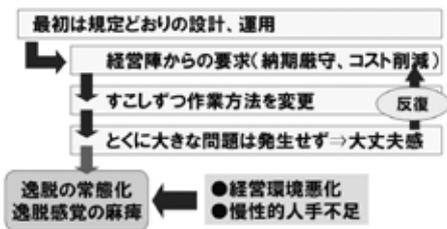
■経営者は何をすべきか

私は30年以上に亘り、商工連ほかを通じて県下製造業の経営者や製造現場を訪問し、品質管理や5S活動等を切り口にお話をし、また現場で助言をしてきました。そんな中で最近特に感じることは現場担当者の積極的な意欲です。この傾向は年齢を問わず、学習意欲が旺盛で新しい知識情報を得ることに貪欲です。団塊の世代が去って以降、社員教育を怠ってきた証左か、と感じる場面もあります。

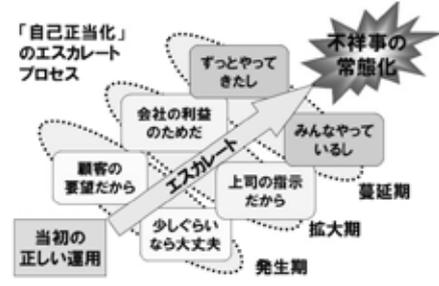
経営者と現場担当者とのコミュニケーションが良好で、企業としての一体感があれば、苦境を打破する方法は必ず見えてきます。

経営者のすべきことは、①時代の潮目に注視し現場の負担を軽減する生産システムの改革戦略を強かに進めること ②団塊の世代を育てたように日本ルーツの小集団活動を通じ、核となる「リーダー人材」を計画的に育成すること ③以上を通じて経営者自らも含めた「品質管理」に対する見方・考え方の基本」を社内に着定させることです。

【図1. 不祥事発生の流れ】



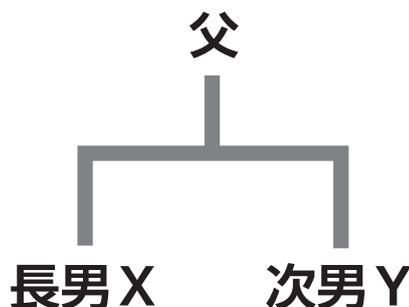
【図2. 現場担当者の心理メカニズム】





土屋準法律事務所
弁護士
土屋 準 氏

預金の遺産分割



■遺産

- ・不動産 1,000万円相当
- ・預金 2,000万円

■生前贈与

- ・Yに4,000万円

一、図のようなケースの場合、遺産分割はどのようになるのでしょうか。

二、これまで、裁判所は、遺産の預貯金は被相続人の死亡と同時に法律上当然に分割され、各相続人がその相続分に応じて相続すると判断してきました。

従って、預貯金は遺産分割の対象となら

ないとされてきました。

しかし、遺産分割の調停や審判の実務では、相続人全員の合意の下に分割協議の対象とする例がほとんどでした。

三、最高裁判所は、平成28年12月19日にこれまでの判断を変更する決定を出しました。

預貯金は、遺産分割の対象となるというものです。

四、従来の見解による遺産分け

預貯金は遺産分割の対象ではなく、父死亡と同時にX、Y各自2分の1ずつ取得しているということになり1千万円ずつ取得し、不動産だけが遺産分割の対象となりX、Y2分の1ずつ取得することになります。

つまり、X、Y共に、500万円相当の不動産と預金1千万円を取得することになります。

Yへの生前贈与が特別受益とならない場合（Yが遊興して作った借金4千万円を父が返済してやった等）は、この様な計算となります。

一方、Yへの生前贈与が特別受益となる場合（Yが独立する際自宅購入費として父が贈与した等）は、不動産1千万円に特別受益4千万円を加えたものを遺産と考えX、Y各二千五百万円が一応の相続分となります。しかし、預金は遺産分割の対象とならず各相続人が取得するというのですから、X、Y各自1千万円を取得します。遺産分割の対象となる不動産は1千万円ですから

既に4千万円の特別受益を得ているYに取分はなく、Xが不動産を取得します。Xは、本来二千五百万円相続できるので1千万円の不動産しか相続できないのですから一千五百万円不足するのですが、超過受益者Yは超過分を返還しなくとも良いと言う民法の条文（903Ⅱ）がありますので、Yは、超過分をXに提供する必要があります。

その結果、Xは預金1千万円、不動産1千万円、Yは特別受益4千万円他に預金1千万円を取得することになります。

五、本決定による遺産分け

預貯金は遺産分割の対象となることになりましたから、不動産、預金の合計をX、Y2分の1ずつ取得することになります。

Yの生前贈与が特別受益とならない場合、X、Y共に、500万円相当の不動産と預金1千万円を取得することになります。

一方、Yへの生前贈与が特別受益となる場合、不動産、預金、特別受益の合計七千万円の二分の一の三千五百万円が一応の相続分となります。Xは、預金2千万円、不動産1千万円を取得し、不足する500万円は、Yに請求することは出来ません。Yは、特別受益だけで満足し、遺産を取得することは出来ません。

六、以上の通り、相続人の誰かに特別受益のある場合は、最高裁判所の変更後の扱いの方が公平になると思います。

この人に 注目

Vol.113

関英ドライブイン

関 真二さん
山ノ内町商工会



元々継ぐ気は毛頭

ありませんでした…

関英ドライブインは創業50年、私で三代目になります。とは言っても元々継ぐ気は毛頭ありませんでした。

長野オリンピックの開催に伴い、新しく出来たバイパス道路、スキー客の低迷も相まって、旧国

道となったお店の前の車通りは激減し、お客さんも地元の方が殆どになりました。最盛期を過ぎ、寂れていくお店を見て、子供ながらに継ぐ事は考えられないと感じていたのだと思います。

小中高とクロスカントリースキーに夢中になり、スキーを続ける為に東京の大学にも進学しました。そして卒業を控え、もともと実家で料理を教わったりしていた訳では無かったのですが、料理をするのは割りと好きだったので自然と飲食の会社に就職する事にしました。もちろん実家を継ぐ為では無いのです。

東京での忙しい毎日で沢山の事を学び、妻とも出逢う事ができました。しかし就職して4年が経つ頃、朝から深夜まで働き詰めで、たまの休みも疲れ切つて寝ればかり、そんな生活の中で子供を育てる事は出来ない、と感じ先の事は考えないまま、会社を辞めました。

辞めてからまず考え付いたのは、実家がお店をやっているから取り敢えずそこに住んで、手伝いながら考えよう。そんな軽い気持ちで実家に帰りました。

掃除、掃除とにかく掃除、そして…

軽い気持ちとは裏腹に実家のお店はそんな悠長な状況ではありませんでした。父は病気で入退院を繰り返して、母がほぼ一人で、お店も無休で切り盛り、それでもお金はまわらず、母曰く、もうお店を辞めようかと思っていたそうです。

私は、もともとなんとか出来ると思っていたので、来たわけではないので、なんとかしなければ！という強い気持ちでは無く、とにかく少しでも現在来てくれているお客さんに満足してもらおうと思

い、出来る事をやりました。掃除、掃除、とにかく掃除、そして詐欺紛いの無駄な経費の削減、昔ながら過ぎる謎メニューの書き直し、価格と原価の見直しとやっている事は大したことでは無いのですが、明らかに変わって行く店内に、若い人が頑張っているという田舎的な口コミで少しずつお客さんが増えていきました。

その頃に父は病気で亡くなり正式に実家を継ぐ事になりました。次の段階として、メニューの内容、作業工程の見直しを行いました。

元々地元で評判だったモツ煮、カツ丼といった定番商品など大筋は変えず、素材や完成度にこだわりました。

新メニューとして、自由な内容でその時売りたいモノをお得に売る日替り定食、妻の実家である浜松市で定番の浜松餃子も取り入れました。また、地元の名産でありながら地元の人があり食べる機会が無いもの、例えば、りんごで育った信州牛のモツ煮、信州サーモンも取り入れました。また、大きく収入の見込める、団体客の宴会プランの開発、ドリンクメニューの充実にも取り組みました。

そして、食堂として一番の核である、手作りにこだわりのつみ素早い食事提供に繋がるオペレーション、仕込みスタンプバイです。特に平日のお昼は仕事中の職人さんやサラリーマンの方が殆どなので、ゆっくり昼休みを過ごしてもらう為に提供時間には特に気を付けています。

実家を継いで4年目の現在は、お陰様で人手が足りないくらい年々忙しくなっていますが、飲食店にしては休み過ぎと言われる程、月8日以上休む事が出来ています。

家族三代、四代で

来たくなるお店づくり

ここまで忙しく地元のお客さんに来てもらっているのは、祖父の代からお店を誠実にやって来たという事だと感じます。私が実家無しにお店を地元で開いたとしても、ここまで受け入れられるには相当な時間と努力が必要だと思います。

これからはまず一番に現在来て頂いているお客さんを大切に、家族三代、四代で来たくなるような、地域に愛されるお店づくりをしていきたいです。

その為に、様々な飲食店や観光地に足を運び、サービスやアイデアを学び、実践していきたいです。

また結果として観光客の方も安心して立ち寄れるお店になり、観光産業が主である地元山ノ内町の魅力の向上に繋がれば良いと考えています。

結局、何が言いたいかというと、家族を一番大切に無理せず、足もとみて、毎日地道に頑張っていきます！



奥さんの手書きのメニューボード

「この人に注目」をシリーズで毎号掲載しています。商工会地域内で頑張っておられる方をご紹介します。



Vol.23

小川村商工会

日本の原風景

「おやきの里」

小川村は長野県の北西部、長野市と白馬村の中間にある総面積58平方km、人口2600余の小さな山村です。村の東西を長野オリンピックの開催に併せて整備された県道31号線（通称オリンピック道路）が走り、JR長野駅まで車で40分の距離にあります。

小川村と聞き、まず思い浮かべられるのは「おやき」ではないかと思えます。小川村は総面積の70%が山林で急斜面が多く平坦地が少ないため、稲作に適さず、昔から小麦や野菜が作られてきました。そのため「粉もの文化」が育まれ、その中でも「おやき」は古くから住民に食されてきました。

今では小川村は「おやきの里」として全国的にも知られるようになり、「おやき」は小川村を代表する特産品となっておりま。現在村内に4社のおやき業者があり、それぞれの企業が独自の製法、具材を用いておやきを製造販売しております

又、小川村は村内各地から雄大な北アルプス連峰が一望でき、北アルプスを背景とした山里の美しい景観は「信

州の自然100選」「信州サンセットポイント100選」「日本の里100選」に選ばれ、現在は「日本で最も美しい村連合」にも加入しております。特に春が美しく、満開の桜と残雪の残った北アルプスのコラボレーションが素晴らしい近年、桜の名所となってきました。

小川村は小さい村ですが、実は村内には「山桜」他約700本の桜の木があります。その中で特に有名なのが長野市信州新町地区と隣接する小川村立屋地区にあります。「立屋の桜・番所の桜」と呼ばれるものです。「立屋の桜」は樹齢300年超のエドヒガンザクラ、「番所の桜」は樹齢60年超のベニシダレザクラです。ちなみに、「番所」とは江戸時代の「関所」を意味します。かつて立屋地区は善光寺に抜ける大町街道と戸隠く麻績宿を結ぶ要衝の地で松代藩の関所が設けられていました。その番所の役人（番役人）である鈴木家の子孫の方が「立屋の桜、番所の桜」を大切に守り続けてきました。その熱意が村民にも伝わり、その後、平成21年に村花

村木に「山桜」が選ばれ小川村役場から、「山桜」が村内全戸に植樹のために配布されました。今では、開花期には小川村の山々が優しいピンク色に染まるまじになりました。

又、平成21年から、小川村では住民有志及び行政、

併せて演奏会等のイベント、飲食屋台の出店等も行われます。春の訪れと共に小川村の山々も色あいてきます。皆様のお越しをお待ちしております。

村内関係団体が、実行委員会を組織し、桜の開花に合わせて、毎年4月上旬からゴールデンウィーク前まで「桜ウィーク」というイベントを開催しております。中でも期間中の4月下旬土日（昨年は4月22日、23日）には「立屋の桜・番所の桜」のある立屋地区を会場として「夜桜まつり」を開催しております。「夜桜まつり」では桜を光のバールンでライトアップし、幻想的な光景を演出、



咲き誇る桜と北アルプス鹿島槍ヶ岳

あなたも家族もまご守る! 頼れる補償の

商工会の福祉共済 全国商工会員福祉共済

トータル「がん」補償

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です!

共済(補償)期間 2017年11月1日午後4時から2018年11月1日午後4時まで
中途加入の場合、毎月1日午前0時から2018年11月1日午後4時まで

ご加入できる方 商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であつて健康な方が対象となります。(健康状態に関する告知義務があります。)
※ただし2017年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満74歳以下の方に限ります。(継続加入は満80歳まで)
「家族」とは...①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 ④をいいます。



告知に問題のある方には、**がんのみを補償するシンプル「がん」補償**もありません。

5つの安心

1 初期のがんも安心!

上皮内がん等の初期のがんでも、**診断共済金として、100万円をお支払いします。**

2 再発・転移も安心!

一旦治癒した後、がんが再発したと診断確定されたときなどにも**診断共済金をお支払いします。**
※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断共済金をお支払いできません。

3 入院も安心!

がんの入院はもちろん、**病気・けが入院も、日帰り入院から補償します。**

4 手術も安心!

がんの手術はもちろん、**病気・けがで所定の手術を受けられたとき、何度でも補償します。**
※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払い回数に制限がある手術があります。

5 先進医療も安心!

先進医療に係る費用が全額自己負担となる所定の**先進医療を受けられたとき、何度でも補償します。**
通算支払限度はありません。

※新規ご加入の場合、共済期間の初日からその日を含めて**90日(待機期間)**を経過した日までにがんと診断確定された場合は、がん診断共済金(がん手術共済金・がん入院共済金)はお支払いできません。(病気・けがの手術共済金、入院共済金をお支払いできる場合があります。)
※同一事故においてがん手術共済金と病気・けがの手術共済金およびがん入院共済金と病気・けがの入院共済金はそれぞれ重複してお支払いしません。

掛金と共済金

加入プラン	トータル「がん」プラン	シニアトータル「がん」プラン
契約年齢	満6歳～65歳 (66歳となった場合はシニアトータル「がん」プラン(6,000円)に自動的に移行します。)	満66歳～74歳 (継続加入は満80歳まで)
月払掛金	3,000円	6,000円
がん診断共済金	がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず一時金として	100万円
がん手術共済金	手術の種類により	40万円～7.5万円
がん入院共済金(1日あたり)		10,000円(1日～無制限)
病気・けがの手術共済金	重大手術	20万円、入院中5万円、入院以外2.5万円
病気・けがの入院共済金(1日あたり)		5,000円(1日～120日まで)
放射線治療共済金		5万円
先進医療共済金		305万円～5万円 1回のお支払いは実費の半額程度となります。

※補償内容の詳細はパンフレットを参照してください。

お問合せ・資料請求はご加入の商工会まで

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。
取扱代理店:株式会社ふるさとサービス 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL:03-3214-5710
引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 担当課:広域法人部法人第一課 東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4147

2017年8月作成 17-T04454

「セルフメディケーション税制」のお知らせ

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、特定一般用薬品を購入した際に、その購入費用について12千円を超えた金額(上限88千円(100千円-12千円))の所得控除を受けることができます。この制度は「医療費控除の特例」とあるとおり、医療費控除の一部であるため、「従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を同時に利用することができない」点に注意しましょう。従来どおり10万円を超えた医療費の所得控除を受けるか、この「セルフメディケーション税制」で所得控除を受けるかは、申告者自らがどちらかを選択することになります。

※この特例は、2017年分の確定申告から適用できます。なお、2017年分の確定申告の一般的な提出時期は、2018年2月16日から3月15日までです。



(セルフメディケーション税制 共通識別マーク)

医療費控除は 領収書が 提出不要となりました

医療費控除の明細書は国税庁HPでダウンロードできます

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「**医療費控除の明細書**」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。